

# 専門実践教育訓練給付金制度について

本校は、令和4年4月より厚生労働大臣が指定する「**専門実践教育訓練給付制度指定講座**」に指定されました。

**指定講座番号：1310154-2210011-7（令和4年度～）**

## 「専門実践教育訓練給付金制度とは」

- 特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となります。
- **受講費用の50%（年間上限40万円）**が訓練受講中6か月ごとに支給されます。
- **資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）**が追加で支給されます。
- なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に45歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給されます。

※ 資格要件は最寄りのハローワークにご確認下さい。

[当校の給付金例]

	給付金
1年次（入学金+授業料）	¥400,000-
2年次（授業料）	¥300,000-
3年次（授業料）	¥300,000-
卒業時に就職	¥410,000-



## 「教育訓練支援給付金」

雇用保険の基本手当の**日額の80%程度が支給**されます（45歳未満の離職者）。

※ 働かれ方によって、支給割合が変わります。詳しくは、ハローワークへご確認ください。

## 「給付資格対象者とは」

### ★初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方★

本校入学式までに、通算して2年以上の雇用保険被保険者期間がある方。

### ☆以前に教育訓練給付の支給を受けたことがある方☆

本校入学式までに、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までの間に3年以上の雇用保険被保険者期間がある方。

## 「支給申請手続き」

**2月末（入学式1ヶ月前迄）までに以下①～③の手続きして下さい。**

- ① ハローワークで資格支給要件の確認
- ② キャリアコンサルタントによるジョブ・カードの交付
- ③ 「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」（ハローワーク配布）とジョブカードを  
本人の住居所を所管するハローワークへ提出

詳細については、厚生労働省ホームページ（教育訓練給付金制度について）で確認下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)